



島根県報

平成28年11月8日（火）

号外 第 174 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（管 財 課）	2
地域森林計画の樹立	（森 林 整 備 課）	14
地域森林計画の変更	（ ” ）	14

告 示**島根県告示第661号**

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第1項中第16号を第17号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあっては、当該登録証の写し
第4条第3項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) しまね女性の活躍応援企業の登録状況

第5条第2項中「第8号」を「第9号」に改める。

第10条中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（格付の再審査申請）

第9条 入札参加資格者（第5条の規定により格付された者に限る。）は、第4条第3項第6号から第9号までに掲げる事項に変更があったときは、格付の再審査を申請することができる。

2 前項の規定により再審査を申請しようとする者は、入札参加資格格付再審査申請書（様式第6号）に、その事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

（格付の再審査及び結果の通知）

第10条 知事は、入札参加資格格付再審査申請書を受理したときは、第4条第3項第6号から第9号までに掲げる事項について再審査を行い、その結果を入札参加資格格付再審査結果通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、再審査の結果による格付については、第5条の規定を準用する。

様式第1号の別紙1及び別紙2以外の部分を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

※ 受 付 番 号		※ 登 録 番 号	
-----------	--	-----------	--

※受 付

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

申請者 住 所
ふりがな
 商号又は名称
ふりがな
 代表者職氏名 ⑩
 (電話 — —)
 (FAX — —)
 (担当者氏名)

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

島根県で発注される庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加する資格の審査について、下記の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 申請する業務（別紙1）
- 2 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- 3 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- 4 営業経歴書（様式第2号）
- 5 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- 6 使用印鑑届（別紙2）
- 7 役員等名簿（別紙3）
- 8 印鑑証明書又はその写し
- 9 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- 10 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- 11 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- 12 障害者雇用状況報告書の写し
- 13 しまねゆめいくカンパニー認定書の写し
- 14 こっころカンパニー認定書の写し
- 15 しまね女性の活躍応援企業登録証の写し
- 16 その他知事が必要と認めた書類

備考 ※欄には記入しないこと。

様式第1号の別紙2の次に別紙3として次のように加える。

様式第2号の別紙1及び別紙2以外の部分を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

営 業 経 歴 書								
商号又は名称 _____						年 月 日		
営業種目 及び営業 比率	営 業 種 目	営 業 比 率			営 業 種 目	営 業 比 率		
			%					%
	-----		-----			-----		-----
	-----		-----			-----		-----
営業所等	名 称	所 在 地				希 望 する 業 務	電 話 番 号	
	-----		-----				-----	
	-----		-----				-----	
自己資本 額	区 分	直前決算額			利益処分 (損失処理)		計	
	資 本 金	千 円			千 円		千 円	
	準 備 金	-----			-----		-----	
	積 立 金	-----			-----		-----	
	繰越利益 (損失) 金	-----			-----		-----	
計		-----			-----		-----	
流動比率	流動資産 (千円) ----- × 100 = % 流動負債 (千円)							
従業員数 (重複し てカウ ントし ない。) くだ さい。	清 掃 業 務	警 備 業 務	貯水槽清掃業務	害虫等防除 業務	浄化槽保守 点検業務	浄化槽清掃 業務	廃棄物処理 業務	空調機器 保守点検 業務
	人	人	人	人	人	人	人	人
	昇降機保守 点検業務	消防用設備 点検業務	オイルタンク清 掃点検業務	電気設備保 守点検業務	電話交換設 備保守点検 業務	ボイラー保 守点検業務	その他業務	計
人	人	人	人	人	人	人	人	
営業年数	営業開始年月		営 業 年 数		現組織への変更		組織変更後年数	
	年	月	年	月	年	月	年	月
	申請する業務名	直前2年間の平均契約金額		直前1年間の島根県との契約 金額		直前1年間の島根県以外 の取引先との契約金額		
			千 円		千 円		千 円	
		-----		-----		-----		

営業実績						
	そ の 他					
	計					
主要取引 先の実績	直前1年間の島根県との取引			直前1年間の島根県以外の取引先との取引		
	庁 舎 名	契約金額	種 目	取 引 先	契約金額	種 目
		千円			千円	
島根県と の取引を する支店 等	名 称					
	所 在 地					
	代表者職氏名					
	郵便番号					
	電 話	—	—	—	—	—
	ファクシミリ	—	—	—	—	—
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例第2条第1項の登録を受けている浄化 槽保守点検業を営む区域						
浄化槽法第35条第1項の許可を受けている 県内の市町村名						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 第1項の許可（浄化槽汚泥）を受けている 県内の市町村名（旧市町村名）						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 第6項の許可を受けている県内の市町村名						
障害者雇用状況	常時雇用する労働者数	人				
	障害者雇用状況報告義務	あり	雇用率	%		
	障害者雇用状況報告義務	なし	雇用障害者数	人		
しまねゆめいくカンパニー認定	認定の有無	有	無			
一般事業主行動計画の策定及び こころカンパニー認定	一般事業主行動計画策定届出義務	有	無			
	認定の有無	有	無			
しまね女性の活躍応援企業登録	登録の有無	有	無			
I S O14001認証	取得の有無	有	無			

※ 記入に際しては、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第4条第3項に係る事項
にあつては同項に規定する日現在の内容を、それ以外の事項にあつては申請日現在の内容を記入すること。

※ 申請する業務に係る従業員が取得している資格については別紙1に記入し、許認可等については別紙2に記
入すること。

※ ビルメンテナンス協同組合が行った契約については、これの引受部分に相当する庁舎名、契約金額を記入するこ
と。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事



入札参加資格審査結果通知書

先に提出された入札参加資格審査申請書を審査した結果、
 資格があるものと認定しましたので通知します。
 資格がない

記

1 登録番号 第 号

2 登録業種及び格付

登 録 業 種		格付
庁舎の清掃業務		
庁舎の機械警備業務		
庁舎の警備員警備業務		
庁舎の貯水槽清掃業務		
庁舎の害虫等防除業務		
庁舎の浄化槽保守点検業務		
庁舎の浄化槽清掃業務		
庁舎の廃棄物処理業務	一般廃棄物の収集運搬	
	一般廃棄物の処分	
	産業廃棄物の収集運搬	
	産業廃棄物の処分	
	特別管理産業廃棄物の収集運搬	
	特別管理産業廃棄物の処分	
庁舎の空調機器保守点検業務	空調機の保守点検	
	熱源機器（ボイラーを除く。）の保守点検	
	自動制御機器の保守点検	
	中央監視装置の保守点検	
庁舎の昇降機保守点検業務		
庁舎の消防用設備点検業務		
庁舎のオイルタンク清掃点検業務		
庁舎の電気設備保守点検業務	電気工作物の保守点検	
	自家用発電設備の保守点検	
庁舎の電話交換設備保守点検業務		
庁舎のボイラー保守点検業務		

注 ○印を付した登録業種が今回認定する業種である。ただし、浄化槽保守点検業務、浄化槽清掃業務及び廃棄物処理業務については、当該業務につき、法令、条例等に基づく許可を受けている区域に限る。

3 登録有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

4 島根県との取引 有 支店等の名称
 をする支店等 無 その代表者
 所在地

様式第 6 号中「第10条」を「第12条」に改め、同様式を様式第 8 号とし、様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第6号（第9条関係）

※受 付

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

申請者

住 所

ふ り が な
商号又は名称ふ り が な
代表者職氏名

㊞

(電話 ー ー)

(FAX ー ー)

(担当者氏名)

入札参加資格格付再審査申請書

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた入札参加資格に係る格付の再審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 再審査を希望する業務の種目
- 2 登録番号 第 号
- 3 変更事項

備考 変更事項の内容を証する書類を添付すること。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県知事



入札参加資格格付再審査結果通知書

先に提出された入札参加資格格付再審査申請書を審査した結果、下記のとおり格付しましたので通知します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録業種及び格付

登 録 業 種	格付
庁舎の清掃業務	
庁舎の機械警備業務	
庁舎の警備員警備業務	
庁舎の貯水槽清掃業務	
庁舎の害虫等防除業務	

附 則

この告示は、平成28年11月 8 日から施行する。

島根県告示第662号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成28年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局	自 平成28年11月 8 日 至 平成28年12月 7 日

島根県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成28年11月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 平成28年11月 8 日 至 平成28年12月 7 日
江の川下流地域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 平成28年11月 8 日 至 平成28年12月 7 日
高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 平成28年11月 8 日 至 平成28年12月 7 日